

●香川県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成27年3月10日

香川県監査委員 林 熱
同 大 西 均
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 設置を許可した都市公園施設（自動販売機）に係る管理諸経費（平成25年度下半期分）について、土木事務所において徴収していなかった。（高松土木事務所）</p> <p>(イ) 河川・海岸占用料について、決裁を受けずに減額調定がなされたものがあった。（西讃土木事務所）</p> <p>(ウ) 現金受払簿については、所属長及び出納員は現金受払の都度、検査・照合し、押印する必要がある。（中讃土木事務所）</p> <p>(エ) 旧香川県住宅供給公社から県に引き継いだ土地の貸付料について、収入手続が8か月以上遅延しているものがあった。（住宅課）</p> <p>イ 支出事務について</p> <p>単独県費団体補助要綱に基づく補助について、同要綱に定める団体指</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 管理諸経費の額が確定するのを待つ間に、土木事務所において徴収できる期間を経過したものと錯認し、本庁において収入した。</p> <p>平成26年度以降の下半期電気料金（管理諸経費）については、占用者と協議し、「行政財産の使用許可に関する基準」に準じて、概算額で3月末までに徴収するよう改めた。</p> <p>(イ) 今後は、占用料の減額調定を行う際は、速やかに、かつ確実に決裁を受けるよう関係職員に周知しており、事務処理を適切に行う。</p> <p>(ウ) 現金の受払があった時はその都度、所属長及び出納員が検査・照合し、現金受払簿に押印するように改めた。</p> <p>(エ) 平成26年度からは、年度当初において適切に収入手続を行っている。</p> <p>今後も適切に収入手続を行うよう、複数の職員による確認を徹底する。</p> <p>イ 支出事務について</p> <p>今後は、手続が遅延しないよう、補助の対象となる事業の開始までに</p>

	定等の手續が遅延していた。(港湾 課)	確実に指定を行うとともに、複数の 職員により関係の事務処理状況を確 認する。
--	------------------------	--